

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	療育手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、療育手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

熊本県では、「療育手帳に関する事務」を行うために、「福祉総合情報システム」を使用している。福祉総合情報システムでは、維持管理及び機器の保守管理を外部に委託しているが、事業者との契約の中で個人情報の取扱いに関する事項を定め、個人情報の適正管理を行っている。

評価実施機関名

熊本県知事

公表日

令和4年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳に関する事務
②事務の概要	<p>●熊本県療育手帳交付要項及び熊本県療育手帳交付事務取扱要領に基づく療育手帳の交付に関する事務</p> <p>1 療育手帳の新規申請、再判定申請に係る申請書受理、面接及び療育手帳交付の可否についての判定等の事務</p> <p>2 療育手帳記載の知的障害者等の氏名・住所等の変更に関する事務</p> <p>3 死亡等による療育手帳の返還及び紛失等による再交付に関する事務</p> <p>4 療育手帳交付台帳等の作成に関する事務</p>
③システムの名称	福祉総合情報システム(療育手帳交付業務)
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳関係ファイル(番号管理トラン、番号管理マスタ、番号設定データ)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項、別表第一 7の項及び33の3の項</p> <p>・番号法第9条第2項</p> <p>・熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号、別表第二 10の項</p> <p>・番号法第9条第2項</p> <p>・熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 096-333-2250
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 096-333-2250

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・独自利用事務として条例制定予定	・番号法第9条第2項 ・熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条	事後	県条例制定済みのため修正
平成31年3月6日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部障がい者支援課	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	事後	局名が抜けていたため修正
平成31年3月6日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	障がい者支援課長 井上 康男	障がい者支援課長	事後	評価書様式の修正に伴う変更
平成31年3月6日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部障がい者支援課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 096-333-2237	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 096-333-2250	事後	局名が抜けていたため修正
平成31年3月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部障がい者支援課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 096-333-2237	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 096-333-2250	事後	局名が抜けていたため修正
平成31年3月6日	IV リスク対策			事後	評価書様式の修正に伴う追加
令和4年3月4日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第2項 ・熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条	・番号法第9条第1項、別表第一 7の項及び33の3の項 ・番号法第9条第2項 ・熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条	事後	法改正に伴う修正
令和4年3月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠①実施の有無	実施しない	実施する	事後	法改正に伴う修正
令和4年3月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条	・番号法第19条第8号、別表第二 10の項 ・番号法第9条第2項 ・熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条	事後	法改正に伴う修正
令和4年3月4日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい支援課長	障がい者支援課長	事後	役職名の修正
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年1月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	計数の時点修正
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年1月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	計数の時点修正
令和4年3月4日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない(空欄へ変更)	事前	福祉総合情報システムの改修に伴い委託契約を結ぶため。
令和4年3月4日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手)	事後	県は提供する場合のみ情報提供ネットワークシステムに接続するため修正